

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月17日（平成29年（行個）諮問第172号）

答申日：平成30年8月6日（平成30年度（行個）答申第85号）

事件名：本人に対する葬祭料の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成29年特定月日特定労働基準監督署から不支給決定を受けた葬祭料請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書一式（被災者：特定個人 生年月日：特定年月日生）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月23日付け東労発総個開第29-29号により、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 審査請求人は、平成29年特定月日特定労働基準監督署から不支給決定を受けた葬祭料支給請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書一式の開示請求を求めた。

これはいうまでもなく、上記不支給決定につき不服があることから、同決定に対する審査請求を行うにあたり、同決定の判断過程について精査する必要があるからである。

しかるに、本件では、非開示部分が審査請求人の申述部分にまで及ぶなど非常に広範にわたっており、どのような判断過程を経て上記決定に至ったのかが全く不明である。

このような開示内容では、法律上、開示請求者に認められている審査請求権の行使が不十分となり、法律が審査請求制度を設けた趣旨

を没却する結果となっていると言わざるをえない。

審査請求を前提とした情報開示請求は、開示内容の利用目的が明確であり、法律上認められた権利行使に付随するものであることからすれば、その開示は最大限配慮するべきである。

以下、詳述する。

イ 法14条2号について

本件決定は、法14条2号に該当し、かつ、同号イないしハに該当しないとするが、本件では、少なくとも口には該当することから、特定の個人の名前、住所、職業、所属の開示は認められるべきである。

すなわち、本件は、自殺に至った重大かつ深刻な労災事件であるところ、事実の解明及び損害賠償請求等の責任追及のために、同事件に関与した者を特定する必要があることはいうまでもない。

口の規定は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であることからすれば、損害賠償請求権は財産権行使の一つである以上、同口に該当することは明らかである。

したがって、上記個人情報の開示されるべきである。

ウ 法14条3号について

(ア) 本件決定は、「開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条3号イ及び口に該当する」として、不開示決定をしている。

しかし、本件請求は、前記のとおり、労災事件（自殺事案）を前提としており、請求する者も純然たる個人であることからすれば、開示の対象となる労災事案が発生した特定事業場の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

また、労災請求を前提とした開示にあって、本件が「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは到底いえない。

(イ) 同3号はその柱書きのただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」とあるが、前記のとおり、本件は財産権たる損害賠償請求権行使の一態様である以上、同ただし書に該当することは明らかである。

(ウ) したがって、前記（ア）の理由も相当ではなく、本件においては

法人等の情報も開示されるべきである。

エ 法14条7号柱書きについて

本件決定は、「労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である」ことから、不開示決定をしたとする。

しかし、上記情報は、自殺事案の労災事件における事実の解明において、もっとも重要な情報となる可能性が非常に高い。つまり、請求者以外の特定個人や医師からの聴取の内容こそが、事実を調査するに必要な情報であり、本件不支給決定の当否を判断するに最も重要な情報の一つといえる。

また、本件では、その理由に「事務の適正な遂行」を挙げるが、上記情報を開示したからといって、労働行政の事務の適正な遂行に支障を生じさせるとは考えられないほか、本件のように自殺事案である労災事件においては、遺族に事実を明らかにするべきであるから、不開示とすることは著しく不当な結論といわざるをえない。

また、本件では、「事務の適正な遂行」の例示である同7号のイないしホには該当せず、この点からみても上記情報は速やかに開示されるべきである。

オ 最後に

前記のとおり、本件では、各情報について不開示する理由が存在しないのにも関わらず、個人名、会社名、聴取内容が不開示となっている。

このような決定は不当であることから、速やかに取り消されなくてはならない。

繰り返えすが、本件は自殺事案の労災事件という非常に重大かつ深刻な事実が前提となっている事案である。事実の解明及び審査請求人の不支給決定に対する請求を意味あるものとするためにも不開示部分の開示を強く求める。

(2) 意見書

ア 理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）「(2) 諮問庁としての考え方」との項目について

法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当であるとする考え方は不当であり、本件の不開示決定は取り消されるべきである。

イ 理由説明書「(3) イ 不開示情報該当性について」との項目について

(ア) 「(ア) 法14条2号の不開示情報」について

a 「a」について

(a) 理由説明書は、本項において挙げる文書番号について、特定の個人を識別することができるものであることから、これが法14条2号本文に該当し、不開示決定が妥当であるとする。

しかし、上記文書番号に記載されているものが個人名であるのならば、法14条2号に該当することは当然であって、検討すべきは、その例外である同号のイないしロの該当性である。

しかるに、理由説明書は、同イないしロに該当しないと結論のみ述べるのみで、その理由は一切述べられていない。

(b) 本件情報開示請求は、労災保険不支給決定に対する審査請求手続をすすめるにあたり、同決定の判断過程の問題点を精査するためになされたものである。いうまでもなく、この審査請求は、労災保険支給請求という法律上認められた金銭的請求権を実現するためになされたものであって、財産権の行使である。上記財産権の行使には、上記個人情報の開示が不可欠なのである。

すなわち、上記判断過程を精査するにあたり、労基署がどのような事実認定を行ったかについては、最も重要な検討事項の一つであって、労基署がそもそも誰からどのような事実を聞いたか、またその人物がどのような経験をしたかを確認せずして、上記判断過程の問題点を検討することができない。

(c) たとえば、調査復命書31ページの労働者の位置づけについては、被災労働者の人間関係、職場環境が判別できるものであり、労災補償請求に際して、その判断の基礎となる重要事項である。しかるに、こうした事実が開示されていないことから、不支給決定に対する審査請求権の行使が著しく阻害されている。

また、文書番号2②の不開示部分は、労基署の調査結果が記載されているもので、明らかに不支給決定の判断の基礎となっているとみられるものであるが、ほぼすべてが不開示とされている。同記載が審査請求人に対し不開示とされては、審査請求を行う者は、調査結果について何らの問題点も指摘せずに審査請求を行わなければならない、最も強い利害関係を有する者が判断内容を精査できないという著しく不合理な結果となっている。

(d) したがって、法14条2号を理由とした不開示決定には理由がないといわざるをえない。

b 「b」について

(a) 理由説明書は、本項で挙げる文書番号の不開示部分は、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとするが、これについて

も具体的な説明がない。

(b) まず、上記「不当な干渉」とは何を意味するのかが不明である。仮に、請求人が不開示部分の開示を受け、同開示部分の内容に疑問をもち、これを確認するために、被聴取者から事情を聴取することが「不当な干渉」であるという意味であるならば、著しく不合理な考え方であるといわざるをえない。

すなわち、審査請求にあたり、調査結果をもとに、その事実確認を実施することは当然の前提となっている。むしろ、事実確認もせずに、審査請求すること自体が問題とされるべき行為であって、審査請求を実効あらしめるためには事実確認が必要であることはもはや説明を要しないことである。その事実確認のために関係者から協力をえることは、これもまた当然のことであって、これに協力をするか否かは要請された者が任意で判断すべきことであるから、その点を慮って不開示決定とすることには合理性は一切ない。

協力を要請された者が任意で判断する以上、個人の権利利益が侵害されるものではないのである。

(c) 不開示事項は、医師の意見書及び関係者の聴取書のうち内容にわたる部分である。これらの意見書の内容や聴取内容は、本件の事実関係の認定に密接に関係することは明らかであることから、審査請求人に対してもこれらを開示し、同請求を実効性あるものとさせるべきである。

結局において、こうした点が不明であることから、労基署がどのような聴取を行い、どのように事実認定を行ったのかが全く不明なのである。

こうした制限された情報のもとで、審査請求をなすことは非常に困難を強いられているといわなければならない。

(d) したがって、法14条2号を理由とした不開示決定には理由がない。

(イ) 「(イ) 法14条3号イの不開示情報」との項目について

a 「a」について

理由説明書は、印影について、これらが開示されれば「偽造により悪用されるおそれがある等」当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする。

しかし、審査請求を権利として有する者が、文書の真正を推定するという強力な法的効果がある印影を確認できないこともまた著しく不合理であるといわざるをえず、労基署が事実認定の基礎とした書面の真正な成立が確認できない請求人は、文書の

成立の真正について確定的判断ができないまま審査請求をすることになり、著しく不合理である。

また、文書の偽造等については、別途刑法でこれを禁じる規定が置かれていることからすれば、ここであえて不開示とする意味もない。

法14条3号イを理由とした不開示決定も著しく不当である。

b 「b」について

理由説明書は、事業場の内部情報であることを前提に、これが開示されれば当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが予想されるとする。

しかし、そもそも、前記のとおり、労災請求人が不当な干渉をすることが前提となっている考え方自体が不合理である。むしろ、開示されないことにより作出される利害関係人である請求人によって検討されることがない状態自体、事業場側の説明の信用性を貶めるものである。

また、この項で不開示となっている情報は、「特定事業場の業務内容」であるとのことであるが、本件の労災保険不支給決定に対する審査請求における調査対象の重要事項の一つである。この点の開示がないことは、審査請求人にとって、非常に不利益であり、審査請求権の行使を著しく阻害するものであるといわざるをえない。

そうだとすれば、開示されるべきであることは当然であり、法14条3号イを理由とした不開示決定にも理由がない。

(ウ) 「(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報」との項目について

a 「a」について

理由説明書は、「情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的にちゅうちょし・・・客観的申述を得ることが困難になるおそれがある」とする。

しかし、上記理由もまた、本件においては著しく合理性を欠くといわざるをえない。

本件の場合、その多くは会社関係者の聴取内容であるとみられるが、会社関係者が、労基署から事情聴取を受けることを会社に報告していないはずがなく、そうだとすれば、基本的に会社に不利益な事実は明らかにしないはずである。この場合、請求人が聴取内容を知りえないということになれば、さらに会社に

迎合した供述内容になることは明らかである。

理由説明書では、「労災認定等の事務処理の適正な遂行」を理由に、「不開示」を妥当であると判断しているが、むしろ、不開示により、適正な遂行が阻害されているのである。

また、法14条7号柱書きに該当するとする理由付けは、すなわち、本号に記載された代表的ケースであるイないしホに該当しないことを意味する。同号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、その例示であるイないしホを参考に解釈されなければならない以上、より具体的に上記「その他・・・」に該当する理由を説明しなければならないが、理由説明書には一切その説明がない。

したがって、上記理由は著しく不合理であって、法14条7号柱書きを理由とした不開示にも理由がない。

#### b 「b」について

理由説明書は、「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、・・・開示するとした場合には、・・・事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる」などとする。

しかし、本件情報開示請求は法律に基づくものであって、行政機関が保有する情報は、法律に開示を禁じる規定がない限り開示するべきである。したがって、「守秘義務」を理由に情報を不開示したかのような上記理由付けには一切合理性がない。

理由説明書は、「公正で的確な労災認定」を繰り返し強調するが、結局において、合理性のない理由付けにより、請求人の審査請求権を阻害しており、「公正」とはかけ離れた判断をしているといわざるをえない。

したがって、上記理由は著しく不合理であって、法14条7号柱書きを理由とした不開示にも理由がない。

#### ウ まとめ

結局において、理由説明書に記載された内容は、請求人が労災保険請求をしたものであること、本件開示請求が不支給決定を受けてなされたものであること、審査請求（今後場合によっては取消訴訟をも予定している）を行っていること等を全く無視した杓子定規な判断といわざるをえない。

不開示決定については、すみやかに取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年4月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者が平成29年特定月日特定労働基準監督署から不支給決定を受けた葬祭料請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成29年5月23日付け東労発総個開第29-29号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその取消しを求めて、同年8月21日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

##### (3) 理由

###### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求者が平成29年特定月日特定労働基準監督署から不支給決定を受けた葬祭料請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書一式」である。

###### イ 不開示情報該当性について

###### (ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表中、文書番号1の①、4の①、5の①、6、7の①、8、9、10、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、21の①、24、38、39の①、42及び43の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号1の②、2の①、4の②、5の②、7の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に



関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表中、文書番号1の③、2の②、3、21の③及び39の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号21の②、22、28、32、34、35、36、37、40、41及び43の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表中、文書番号1の②、2の①、4の②、5の②、7の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困

難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表中、文書番号21の②、22、28、32、35、36、37、40、41及び43の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記（イ）bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### （4）結論

以上のとおり、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

#### 2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年11月17日付け厚生労働省発基1117第1号により諮問した平成29年（行個）諮問第172号に係る理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、理由説明書別表についても修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

##### （1）不開示情報該当性について

###### （ア）法14条2号の不開示情報

- a 別表中、文書番号1の①、2の②、4の①、5の①、6、7の①、8、9、10、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、21の①、24、38、39の①、42及び43の~~①~~の不開示部分は、請求者以

外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b (略)

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表中、文書番号1の③、2の②、3、21の③及び39の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号21の②、22、24、28、29、31、32、34、35、36、37、40、及び41及び43の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a (略)

b 別表中、文書番号21の②、22、28、29、31、32、35、36、37、40、及び41及び43の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記(イ)bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失

い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号		
			2号	3号 イ	7号 柱書 き
2	地方労災医 員協議会精 神障害専門 部会の意見 書	②3頁及び4頁の印影	○	⊖	
18	電話聴取書 ②	①1頁氏名及び職業、「内容 要旨」欄5行目2文字目ない し3文字目、13行目2文字 目及び3文字目、2頁8行目 2文字目及び3文字目並びに <u>23</u> 行目2文字目及び3文字 目	○		
21	使用者申立 書	②3頁(2)ないし(4)の 記載内容、4頁(5)ないし (8)の記載内容、5頁5 (1)及び(2)の記載内 容、6頁6の記載内容、7頁 4行目、7行目ないし9行目 (ただし項番を除く。)、 <u>1</u> <u>6</u> 行目ないし <u>21</u> 行目(ただ し項番を除く。)並びに <u>24</u> 行目ないし <u>28</u> 行目(ただし 項番を除く。)		○	○

24	組織図	不開示部分（ただし部署名，期間，受付印，7頁，21頁，35頁，49頁，63頁，77頁，91頁，105頁，119頁，133頁，147頁，161頁，175頁，189頁，203頁，216頁，229頁，242頁，255頁，268頁，281頁，293頁及び306頁の被災労働者職氏名を除く。）	○	○	
29	事業場提出資料①	1頁		○	○
31	事業場提出資料②	不開示部分		○	○
40	事業場提出資料⑧	1頁18行目ないし20行目及び2頁1行目ないし8行目		○	○
43	事業場提出資料⑪	①2頁18行目17文字目ないし21文字目	○		
		②1頁及び2頁1-7行目		○	○

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年12月20日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年6月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年8月2日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成29年特定月日特定労働基準監督署から不支給決定を受けた葬祭料請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書一式（被災者：特定個人 生年月日：特定年月日生）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号43に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

#### ア 通番1について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した審査請求人以外の個人の属性に関する一般的な記述であり、法14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番2及び通番4について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した審査請求人以外の個人の属性に関する一般的な記述であり、法14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番36、通番39及び通番40について

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出した資料であるが、原処分において開示されている部分及び諮問庁が新たに開示とする部分から推認できる情報であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1には、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の、特定事業場の関係者の職名及び氏名が記載されており、

かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の職名、氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番5は、地方労災医員協議会精神障害専門部会長の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番7、通番9、通番11、通番12、通番14及び通番15は、医師の署名又は印影であり、通番51のうち2頁の不開示部分は、特定事業場の担当者の署名であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 通番16は、特定消防署の担当者の姓であり、通番17、通番19、通番21、通番23、通番25、通番27、通番29及び通番

31は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、電話番号、聴取場所、署名及び印影であり、通番33、通番51（上記（ウ）を除く。）及び通番52は、特定事業場の担当者の所属部署及び氏名であり、通番46は、特定事業場の職員の氏名であり、通番47は、時間外労働及び休日労働に関する協定書の使用者側及び労働者側の代表者の職氏名及び印影である。

当該部分は、被聴取者等ごと一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の住所、職業、氏名、生年月日、電話番号、所属部署、署名及び印影は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である聴取場所については、関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性について

（ア）通番3は、特定事業場事業主の印影であり、通番6は、特定健康保険組合の印影であり、通番35は、特定事業場及び事業主の印影であり、通番48は、特定事業場事業主の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番42は、一般に公にしていな特定医療機関のファクシミリ番号であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条2号及び3号イ該当性について



通番 37 は、一般に公にしていなない特定事業場の組織図であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記イ（イ）と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

（ア）通番 2 について

a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した被聴取者の肩書き、被災労働者との関係及び氏名は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その他の部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び医師の意見であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番 4、通番 8、通番 10 及び通番 13 は、医師の意見であり、通番 18、通番 20、通番 22、通番 24、通番 26、通番 28、通番 30 及び通番 32 は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記（ア）b と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書き該当性について

通番 34、通番 36、通番 38、通番 41、通番 43 ないし通番 45、通番 49 及び通番 50 は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出した資料及び被災労働者に関する認

識等である。これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とされた部分は、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書口及び3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 法14条該当号			5 開示すべき部分
文書番号	文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	① 3 1 頁及び 3 2 頁の不開示部分	○			3 2 頁の不開示部分
		2	② 5 頁ないし 1 0 頁の不開示部分, 1 2 頁ないし 2 1 頁の不開示部分, 2 4 頁ないし 2 6 頁の不開示部分, 2 7 頁 2 行目, 4 行目, 6 行目及び 7 行目の不開示部分並びに 2 8 頁の不開示部分	○		○	2 8 頁 2 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目
		3	③ 4 5 頁の事業主印影		○		なし
2	地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見書	4	① 2 頁及び 3 頁の不開示部分 (ただし下記②を除く。)	○		○	2 頁 2 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目
		5	② 3 頁及び 4 頁の印影	○			なし
3	健康保険等診療報酬明細書	6	1 頁の健康保険組合印影		○		なし
4	意見書①	7	① 1 頁の医師の署名及び印影	○			なし
		8	② 1 頁及び 2 頁の不開示部分 (ただし上記①を除く。)	○		○	なし
5	意見書②	9	① 2 頁の医師印影	○			なし
		10	② 1 頁及び 2 頁の不開示部分 (ただし上記①	○		○	なし

			を除く。)				
6	意見書③	1 1	1 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
7	意見書④	1 2	① 1 頁の医師印影	○			なし
		1 3	② 2 頁の項目 7 の 3 行 目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目	○		○	なし
8	意見書⑤	1 4	1 頁の医師の署名及び 印影並びに 2 頁の印影	○			なし
9	意見書⑥	1 5	1 頁及び 3 頁の医師の 署名及び印影	○			なし
1 0	救急出場時 の状況につ いて（回答 ）	1 6	1 頁の不開示部分	○			なし
1 1	聴取書①	—	なし	—	—	—	—
1 2	聴取書②	1 7	① 1 頁の住所，職業， 氏名及び生年月日の数 字部分並びに 9 頁 8 行 目の署名及び印影	○			なし
		1 8	② 1 頁 1 0 行目ないし 9 頁 7 行目（ただし項 番を除く。）	○		○	なし
1 3	聴取書③	1 9	① 1 頁の住所，職業， 氏名及び生年月日の数 字部分並びに 9 頁 1 7 行目の署名及び印影	○			なし
		2 0	② 1 頁 1 0 行目ないし 9 頁 1 6 行目（ただし 項番を除く。）	○		○	なし
1 4	聴取書④	2 1	① 1 頁の住所，職業， 氏名及び生年月日の数 字部分並びに 9 頁 1 8 行目の署名及び印影	○			なし
		2	② 1 頁 1 0 行目ないし	○		○	なし

		2	9頁17行目（ただし項番を除く。）				
1 5	聴取書⑤	2 3	① 1頁の住所，職業，氏名及び生年月日の数字部分，7頁22行目の手書き部分及び印影並びに23行目の署名及び印影	○			なし
		2 4	② 1頁10行目ないし7頁22行目（ただし上記①及び項番を除く。）	○		○	なし
1 6	面談聴取書①	2 5	① 1頁の氏名，職業，電話番号及び聴取場所	○			なし
		2 6	② 1頁7行目ないし5頁13行目（ただし項番を除く。）	○		○	なし
1 7	電話聴取書①	2 7	① 1頁の氏名，職業及び電話番号	○			なし
		2 8	② 1頁7行目ないし22行目	○		○	なし
1 8	電話聴取書②	2 9	① 1頁の氏名，職業，「内容要旨」欄5行目2文字目及び3文字目，13行目2文字目及び3文字目，2頁8行目2文字目及び3文字目並びに23行目2文字目及び3文字目	○			なし
		3 0	② 1頁の「内容要旨」欄2行目ないし4行目，6行目ないし9行目，11行目，12行目，14行目ないし2頁5行目，7行目，9行目ないし19行目，21行目，22行目及	○		○	なし

			び24行目				
19	電話聴取書 ③	31	① 1頁の氏名，職業及び電話番号	○			なし
		32	② 1頁7行目ないし23行目	○		○	なし
20	申立書	—	なし	—	—	—	—
21	使用者申立書	33	① 1頁の担当部署及び担当者氏名	○			なし
		34	② 3頁(2)ないし(4)の記載内容，4頁(5)ないし(8)の記載内容，5頁5(1)及び(2)の記載内容，6頁6の記載内容，7頁4行目，7行目ないし9行目(ただし項番を除く。)，16行目ないし21行目(ただし項番を除く。)並びに24行目ないし28行目(ただし項番を除く。)		○	○	なし
		35	③ 1頁の事業主印影並びに3頁及び4頁の事業場印影		○		なし
22	使用者申立書にかかる添付資料について	36	1頁20行目ないし32行目(ただし項番を除く。)，2頁9行目ないし17行目及び22行目34文字目ないし39行目(ただし項番を除く。)		○	○	1頁20行目及び21行目
23	所在地等	—	なし	—	—	—	—
24	組織図	37	不開示部分(ただし部署名，期間，受付印，	○	○		なし

			7 頁, 2 1 頁, 3 5 頁, 4 9 頁, 6 3 頁, 7 7 頁, 9 1 頁, 1 0 5 頁, 1 1 9 頁, 1 3 3 頁, 1 4 7 頁, 1 6 1 頁, 1 7 5 頁, 1 8 9 頁, 2 0 3 頁, 2 1 6 頁, 2 2 9 頁, 2 4 2 頁, 2 5 5 頁, 2 6 8 頁, 2 8 1 頁, 2 9 3 頁及び306頁の被災労働者職氏名を除く。)				
25	就業規則	—	なし	—	—	—	—
26	給与規程	—	なし	—	—	—	—
27	履歴書等	—	なし	—	—	—	—
28	staff card	38	1 頁ないし10 頁 (ただし1 頁の標題, 受付印を除く。)		○	○	なし
29	事業場提出資料①	39	1 頁		○	○	全て
30	Monthly Report	—	なし	—	—	—	—
31	事業場提出資料②	40	不開示部分		○	○	全て
32	事業場提出資料③	41	不開示部分		○	○	なし
33	源泉徴収簿兼賃金台帳	—	なし	—	—	—	—
34	人間ドック結果報告書	42	1 頁の医療機関 F A X 番号		○		なし
35	事業場提出資料④	43	不開示部分 (ただし受付印を除く。)		○	○	なし



3 6	事業場提出 資料⑤	4 4	不開示部分（ただし受 付印を除く。）		○	○	なし
3 7	事業場提出 資料⑥	4 5	不開示部分		○	○	なし
3 8	事業場提出 資料⑦	4 6	不開示部分	○			なし
3 9	時間外労働・休日労働に関する 協定届	4 7	① 1 頁及び 2 頁の従業員代表者職氏名及び印影， 3 頁の従業員代表者氏名及び印影， 4 頁の従業員代表者及び使用者の職氏名及び印影， 5 頁の従業員代表者職氏名及び印影， 6 頁の従業員代表者及び使用者の職氏名及び印影， 7 頁ないし 9 頁の従業員代表者職氏名及び印影， 10 頁の従業員代表者氏名及び印影， 11 頁及び 12 頁の従業員代表者氏名及び印影並びに使用者職氏名及び印影並びに 13 頁の従業員代表者氏名及び印影	○			なし
		4 8	② 1 頁ないし 3 頁， 5 頁， 7 頁ないし 10 頁及び 13 頁の事業主印影		○		なし
4 0	事業場提出 資料⑧	4 9	1 頁 18 行目ないし 20 行目及び 2 頁 1 行目ないし 8 行目		○	○	なし
4 1	事業場提出 資料⑨	5 0	1 頁ないし 3 頁及び 4 頁 16 行目ないし 18 行目		○	○	なし
4	事業場提出	5	2 頁の署名及び 3 頁 1	○			なし

2	資料⑩	1	6行目17文字目ないし21文字目				
4 3	事業場提出 資料⑪	5 2	2頁18行目17文字目ないし21文字目	○			なし